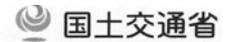


特定技能外国人制度の関連情報 ①

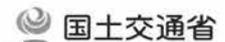
国土交通省をはじめとする特定技能外国人制度に関連する様々な情報について、会員の皆様に随時お伝えするコーナーを開設いたしました。皆様の企業活動のご参考にしていただければ幸いです。

特定技能と技能実習の比較表

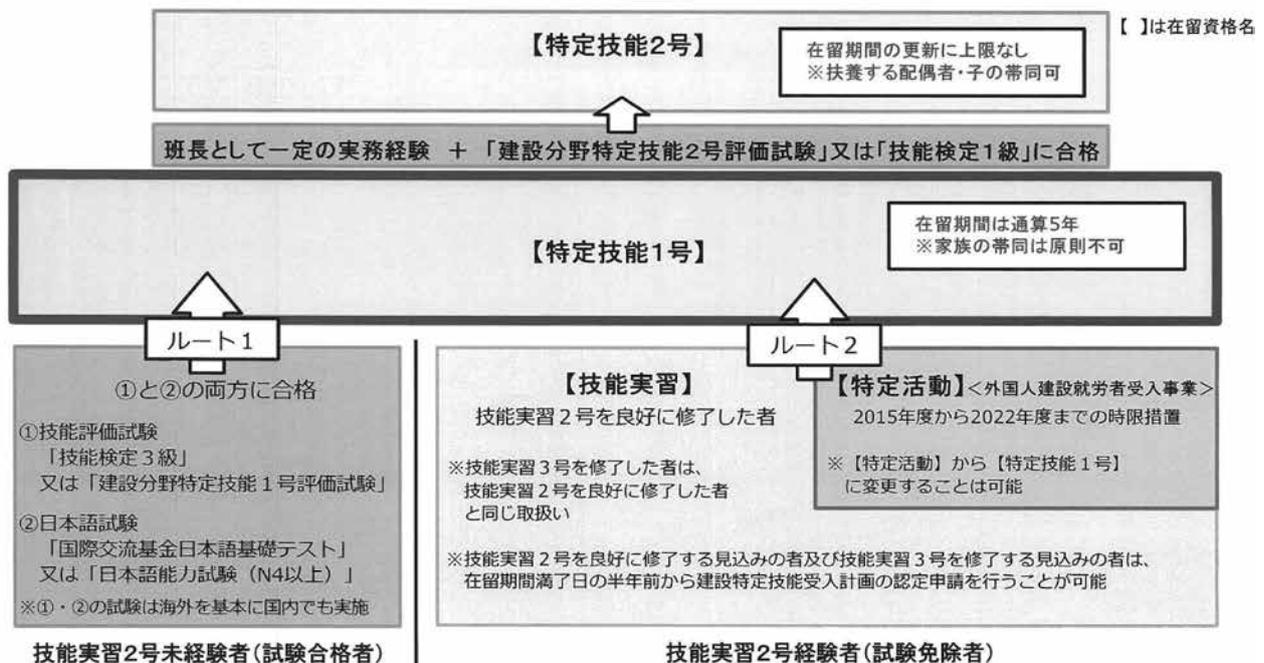


	特定技能（建設分野）	技能実習
目的	担い手確保	国際技能移転、国際協力
対象者のレベル	即戦力となる人材、技能実習2号終了レベル（技能検定3級・日本語能力N4レベル）	一定の経験あり（ただし例外的に未経験者も対象）
在留期間	1号：5年 2号：制限なし	2号：3年 3号：5年
人材紹介を行う主体	（一社）建設技能人材機構（JAC）による無料人材紹介を受けることが可能（義務ではない）※有料職業紹介事業者からの紹介は不可	監理団体からの人材紹介
教育	政府間協力に基づき、入国前に、JACと提携する建設職業訓練校等による技能教育、N4レベルの日本語教育を実施（6～8ヶ月（想定））	原則入国後に、日本語、生活知識等（原則2ヶ月）※入国前講習を実施する場合、入国後講習の期間短縮あり
受入費用	機構に対する受入負担金の納入 訓練・試験コース：月2万円@人 試験コース：月1万5千円@人 試験免除コース：月1万2500円@人	監理団体への監理費の納入 月3～6万円@人 ※国交省調べ
行政手続	・国土交通大臣による受入計画認定 国土交通省への受入報告 ・法務大臣による在留資格審査 ・法務大臣への支援計画提出 ・地方入管局への就労状況等の届出	・法務大臣による在留資格審査 ・外国人技能実習機構への技能実習計画の認可届出、実習実施状況の届出
監理	適正就労監理機関による巡回指導又は国の監査	監理団体による訪問指導
転職	自発的な意思に基づく転職は可能	転職には、雇用先、監理団体の同意を得て、実習計画の変更等が必要であり、事実上困難

特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)



- 特定技能 1号となるには、**試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの2パターン**存在。
- **特定技能 2号は、在留期限の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格**であり、班長として一定の実務経験等が必要。



技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

特定技能の受入対象分野「建設分野」（19業務区分）

職種名	作業名	※
さく井	パーカッション式さく井工事作業	107
	ロータリー式さく井工事作業	
建築板金	ダクト板金作業	565
	内外装板金作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	325
建具製作	木製建具手加工作業	123
建築大工	大工工事作業	1,862
型枠施工	型枠工事作業	3,733
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	3,639
とび	とび作業	8,403
石材施工	石材加工作業	185
	石張り作業	
タイル張り	タイル張り作業	273
かわらぶき	かわらぶき作業	170
左官	左官作業	980
配管	建築配管作業	1,155
	プラント配管作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	290
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	1,777
	カーペット系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
表装	壁装作業	245
	ビル用サッシ施工作業	
防水施工	シーリング防水工事作業	1,048
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	282
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	17
建設機械施工	押土・整地作業	3,717
	積み込み作業	
	掘削作業	
	締固め作業	
築炉	築炉作業	87
鉄工(※)	構造物鉄工作業	(1,513)
塗装(※)	建築塗装作業	(4,992)
	鋼橋塗装作業	
溶接(※)	手溶接	(1,000,8)
	半自動溶接	

※職種別技能実習2号計画の認定数(R1)

技能実習から特定技能に移行可能な業務区分
建築板金（※2020年から追加）
建築大工（※2020年から追加）
型枠施工
鉄筋施工
とび（※2020年から追加）
屋根ふき
左官
配管（※2020年から追加）
保温保冷（※2020年から追加）
内装仕上げ/表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分（技能実習がない業務区分）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱（※2020年から追加）
海洋土工（※2020年から追加）

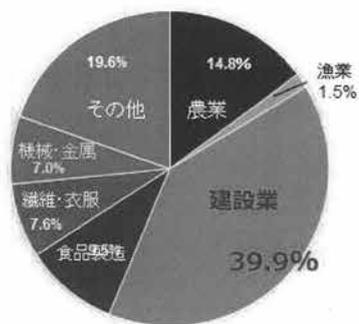
技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、13職種22作業が特定技能の受入対象となった

⇒「建設関係」の技能実習対象職種に従事する者のうち、約92%をカバー（H29実績ベース）

建設分野独自の仕組みの必要性

- 技能実習においては、建設分野では他分野に比して突出した割合の失踪者・問題が発生
- その一因には、一部の監理団体において、十分な監理が行われていなかったことがあると考えられることから、特定技能制度では、国交省による企業の受入計画の審査や、JACの加入を始め、建設業界全体としての外国人受入れの仕組み・ルールの遵守を企業に課し、適正な受入れを実現

● 技能実習制度では、建設分野の失踪者数が全体の失踪者数の約40%を占める



○全分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	424,394人	9,052人	約2.1%

○建設分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	45,990人	3,615人	約7.9%

● 建設業における技能実習実施企業の約8割に労働法令違反が発覚

・労働基準監督署による技能実習生受入企業への監督指導結果

	指導実施事業者数	違反者数	主な違反事項		
R1 (H31)	1,317	1,048 (79.6%)	賃金台帳 358(27%)	割増賃金 357(27%)	賃金の支払い 290(22%)

・【参考】建設業企業全体の約6割に労働法令違反が発覚
 ※労働基準監督署による建設業への定期監督指導結果（H30）
 指導実施事業者数44,068社のうち、違反者数27,929社（63.4%）

建設分野における特定技能外国人の受入れ

制度説明会承ります

このような疑問・お悩みにお答えします！！

特定技能を
活用するメリット
とは

どのような手続きを
すれば
受け入れられる？

外国人の現場入場
について詳しく
知りたい

JACって何？
FITSって何？

建設分野特有の
仕組みやその背景
を教えて欲しい

登録支援機関と
は？使わなくては
いけないの？

説明者 国土交通省 担当者

対象者 建設業者団体、協力会等の建設業関係者、地方自治体等

会場 ご指定の場所(オンライン可)

日時 ご相談

<開催の例>

第1部

制度概要・受入企業が理解すべき
ポイント等の説明(45分)

第2部

質疑応答・個別相談(30分)

無料

集合形式をご希望の場合、説明者の、会場までの交通費は実費負担いただきます

参加をご希望の方は裏面申込方法等をご確認の上、下記までご連絡ください

E-mail

hqt-fdck01@gxb.mlit.go.jp

担当：国土交通省不動産・建設経済局
国際市場課(外国人材受入れ担当)

●申込方法

✓ 以下の情報を添えて、下記メールアドレスにご連絡ください。

- ① 団体名
- ② ご担当者連絡先(電話番号、メール)
- ③ 説明会実施方法(集合形式、オンライン、併用方式等)
- ④ (集合形式の場合)説明会実施場所
- ⑤ 希望する日時 ※余裕をもってお申し込みください
- ⑥ 参加予定人数
- ⑦ 希望する説明内容
- ⑧ その他

●注意事項

- ✓ 説明会の会場は、オンラインの場合も含めて、申込者側でご準備ください。
- ✓ オンラインの場合、使用ツールはZoomやTeams等、ご相談に応じますが、申込者側にホストとなっていただきます。
- ✓ 集合形式の場合、申込者側において会場内の新型コロナウイルス感染症対策をお願いいたします。
- ✓ ご希望の内容によっては、対応が難しい場合がありますので予めご了承ください。

参加をご希望の方は上記申し込み方法等をご確認の上、下記までご連絡ください

E-mail

hqt-fdkk01@gxb.mlit.go.jp

担当：国土交通省不動産・建設経済局
国際市場課(外国人材受入れ担当)